○政治資金適正化委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四四七五	二五、八、三〇	関口　修一
四四七六	二五、八、三〇	冨沢　尚史
四四七七	二五、八、三〇	西島　岳史
四四七八	二五、八、三〇	中山　正文
四四七九	二五、八、三〇	稲野久美子
四四八〇	二五、八、三〇	谷澤　典子

○法務省告示第三百四十三号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年十月二十四日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十五年九月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡多良間村字仲筋三百七十二番地

仲筋　順吉

○法務省告示第三百四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表八潮化学株式会社の項、エヌアイパックス株式会社の項、トーホーテクノパーツ有限会社の項、有限会社シルクハウスの項及びアケボノ技研株式会社の項を削り、同表株式会社徹工業の項中「埼玉県春日部市増富百五十八番地」を「埼玉県白岡市彦兵衛百七十」に改め、同表曙機械工業株式会社の項、株式会社流通サービスの項から有限会社大澤の項まで、有限会社カトーセラミックの項及び有限会社千葉工芸の項を削り、同表東邦貿易株式会社の項中「千葉県市原市桜台三丁目四番地の一」を「千葉県市原市五井金杉四丁目三十三番地」に改め、同表株式会社リプラスの項を削り、同表日本ゼニスパイプ株式会社の項中「東京都千代田区岩本町一丁目十番五号」を「東京都千代田区麹町五丁目七番地二」に改め、同表株式会社トーホーの項、新バーレックス工営株式会社の項、株式会社台和の項、ミクス株式会社の項、ホリー株式会社の項、ヤマギシリフォーム工業株式会社の項、株式会社健康豆元の項、株式会社カワジュンインダストリーの項、厚木プラスチック株式会社の項、エルナー株式会社の項から駿河マシンサービス株式会社の項まで、株式会社下仁田物産の項、株式会社ブルボンの項及び竹内撚糸有限会社の項を削り、同表株式会社オザキの項中「合撚糸工程」を「紡績運転」に改め、同表株式会社パワード・エル・コムの項、株式会社マルモ中央商会の項、コジマ工業有限会社の項、株式会社藤野解体工業の項、株式会社トクソー理研の項、有限会社イトウプリントの項、南信貨物自動車株式会社の項、松下金属工業株式会社の項、株式会社山岸エーアイシーの項、株式会社みどり塗装工業所の項、有限会社ビーファッションの項、株式会社小熊製作所の項、株式会社タダノの項、日比石材株式会社の項、早川工業株式会社の項、有限会社太田製作所の項、井貝株式会社の項、株式会社スズプラの項、日本バルコン株式会社の項、タンドール製菓株式会社の項、株式会社テクノ・ハヤシの項、有限会社篠原合金鋳造所の項及び株式会社三原商事東濃金属の項を削り、同表株式会社オンダ製作所の項中「岐阜県山県市富永五十七番地の二」を「岐阜県山県市富永十八番地」に改め、同表株式会社高井製作所の項、サンアッド株式会社の項、上野石材工業株式会社の項、信和株式会社の項、岡村機工株式会社の項、株式会社チサトの項、有限会社双葉工業の項、新村化成工業株式会社の項、株式会社アイソーの項から有限会社ケイ・エム・ティの項まで及び株式会社駿河エンジニアリングの項から株式会社藤原加工の項までを削り、同表株式会社渡辺鉄工所の項中「静岡県藤枝市善左衛門千四百七十一番地十二」を「静岡県静岡市駿河区丸子六千二百八十番地の一」に改め、同表御前崎プラスチック株式会社の項から有限会社丸明の項までを削り、同表株式会社トーカイパックの項中「愛知県名古屋市千種区光が丘二丁目五番四十七号」を「愛知県名古屋市東区葵一丁目十一番六号」に改め、同表株式会社金城電器製作所の項、大和グラビヤ株式会社の項、株式会社ナミキツァーンラートの項から株式会社近藤紡績所の項まで、ミズショー株式会社の項から株式会社ナミキの項まで、株式会社扶桑製作所の項、株式会社フルハシの項、有限会社テムスの項、株式会社ケーアールアイの項から日進精機株式会社の項まで、株式会社鈴木金属製作所の項、近藤工業株式会社の項、豊大工業株式会社の項、ツルミ工業株式会社の項、株式会社ニッセイの項から阪部工業株式会社の項まで、旭電気製鋼株式会社の項、メタルラボ株式会社の項、エバー株式会社の項、エムラン株式会社の項、株式会社アックスボードの項、株式会社ヤマダ電子工業の項から有限会社志村プレス工業所の項まで、愛鋼株式会社の項、オーハシ技研工業株式会社の項、深谷鈑金株式会社の項、株式会社東海塗装工業所の項から株式会社マルセの項まで、丸吉工業株式会社の項から株式会社さんわコーポレーションの項まで、八形工業株式会社の項、知多製鋲株式会社の項から株式会社黒部鉄工所の項まで及び東誠工機株式会社の項から株式会社ピー・エス・アイ・コーポレーションの項までを削り、同表メルボ紳士服工業株式会社の項中「東成区」を「大阪市東成区」に改め、同表株式会社ハセ・プロの項及び名阪真空工業株式会社の項から一井工業株式会社の項までを削り、同表有限会社月の項中「岡山県倉敷市児島駅前二丁目十番地の十七」を「岡山県倉敷市児島駅前二丁目十番地十九」に改め、同表内海工業株式会社の項からフラワーフィールドの項まで、株式会社エステックの項、有限会社三福興業の項、株式会社神田造船所の項及び有限会社堀工業の項を削り、同表有限会社三角テックの項中「有限会社三角テック」を「株式会社三角テック」に改め、同表有限会社豊田工業の項から協同技工Ｈｏｒｉ株式会社の項まで、有限会社大西ＥＮＧ海運の項から有限会社ケーエスピーの項まで、内海造船株式会社の項から株式会社コウワの項まで及び有限会社松尾組の項を削り、同表テーブルマーク株式会社の項中「香川県観音寺市坂本町五丁目十八番三十七号」を「東京都中央区築地六丁目四番十号」に改め、有限会社ナイガイの項、三和船舶工業株式会社の項、ナカニツト株式会社の項、有限会社松尾縫製の項、南豫被服株式会社の項、八幡浜縫製協同組合の項、キドフーズ株式会社の項から有限会社伸栄運輸の項まで、株式会社サンレールの項、株式会社みさき果樹園の項及び株式会社上島造船所の項を削る。

第三号中「平成二十二年七月十二日」を「平成二十五年九月二十四日」に改める。

○法務省告示第三百四十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ドイツ連邦共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年九月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名	トビアス・シーベ
生年月日	千九百七十九年五月十日
国　籍	ドイツ連邦共和国

○法務省告示第三百四十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年九月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名	ジェームズ・オリバー・ハーン
生年月日	千九百七十九年八月十二日
国　籍	連合王国

○法務省告示第三百四十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年九月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名	王　亜
生年月日	千九百七十四年四月二十三日
国　籍	中華人民共和国